

小林市上水道路面復旧作業等業務委託プロポーザル選定要領

1 目的

本要領は「小林市上水道路面復旧作業等業務委託」について、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受注候補者を、厳正かつ公正に決定するために示すものである。

2 受注候補者の決定

- (1) 小林市上水道路面復旧作業等業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提案内容等を評価し、提案内容、信頼性、経済性を加算した総合評価点の最も高い提案者(以下「最高得点者」という。)から順位付けを行い、最高得点者を契約の相手方となる受注候補者とする。
- (2) 受注候補者の決定後、受注候補者と提案書の内容を基に履行に向けた協議と調整(以下「協議等」という。)を行い、協議等が調った場合は、契約手続に進み、調わなかった場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と協議等を行うものとする。順位付けを行った全ての提案者との協議等が調わなかつた場合は、提案依頼書の内容を見直し、再度プロポーザルを実施するものとする。
- (3) 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、経済性の点数が高い者から順位付けを行い、経済性の得点が最も高い提案者を受注候補者とする。ただし、経済性の得点も同点であった場合は、くじにより受注候補者の決定を行う。
- (4) プロポーザルの提案者が1者のみとなり、採点を行った結果、選定委員6名の総合評点の合計が71点以下となった場合は、再度プロポーザルを実施するものとする。

3 評価の方法

- (1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

総合評価点=提案内容+提案内容(経済性)+信頼性

- (2) 採点区分

【提案内容の評価】

十分評価できる=3点 評価できる=2点 劣っている=1点 評価できない=0点

※【経済性の評価(市が設ける単価表に対する見積率)】及び【信頼性の評価】については事務局が設定した基準により上記評価点を算出する。

- (3) 選定委員6名の総合評点の合計が71点以下となった場合は、受注候補者とならない。

- (4) 評価点表は別紙のとおりとする。(別紙3)